

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部改正について

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本市企業管理者の給与に関する条例（昭和 41 年条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「による」を「によること」に改め、同項第 1 号中「熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 5 号。以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定により一般職の職員の例によることとされたもののうち扶養手当の支給については、熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 5 号。以下「給与条例」という。）第 9 条第 1 項ただし書の行政職 8 級職員等の例による。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

企業管理者の扶養手当の額を、行政職員給料表又は消防職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び医療職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級であるものと同額とするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。